

2012年4月23日、

MARINE OPERATION NOTE 2/2012

(Marine Operation Note 08/2010, 2010-12-10 との差し替え)

海賊及び、武装強盗に対する最適防御方策のガイドライン

(Subject : Guideline for implementation of Best Management Practices and other Security Provisions relating to piracy and armed robbery)

対象：船主、運行者、陸上保安管理者、船長

この通達は、アフリカ東岸、オーマン東方、セイシル、南紅海を航行する船舶に対する海賊及び、武装強盗行為を防止するために、IMO より発行された国際的なガイダンスである。この海域での海賊及び、武装強盗行為が増加しており船主/運行者、陸上保安管理者は海賊行為の防止のために以下の項目を遂行してください。

1. 陸上保安管理者により、ISPS コード及び、IMO MSC.1/Circ.1334 海賊防止策に基づく SSA を見直す。
2. SSA を見直し対海賊及び、武装強盗に対して追加防止策が必要になった場合は、補足項目とする。見直し記録を本船上に残す。
3. 上記補足項目は、SSP の海賊及び、武装強盗に対する保安の項目とする。
4. 上記補足項目は次回の ISSC 監査までに改訂承認を受けること。
5. SSP に付随する補足事項は部外秘である。
6. 陸上保安管理者は、担当船舶が上記海域で運航しなくても、海賊及び、武装強盗の危険がある海域で運行する可能性があるため SSA を検討すべきであり、SSP に上記のプロシージャを付け加える。

保安管理者は、海賊、武装強盗及びその他の破壊行為があった場合は、24 時間以内に LISCR に報告すること。その報告には攻撃防止行動の評価を含める。

ご質問は Maritime Security まで、[security@liscr.com](mailto:security@liscr.com) 又は、Tel:+(703)790-3434